

第9号議案

春日市スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

平成31年2月25日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、春日市スポーツセンターの施設に係る使用料の額を改定するものである。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市スポーツセンター条例の一部を改正する条例

春日市スポーツセンター条例(平成20年条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

3,240円	648円	6,912円
1,620円	324円	
1,080円	216円	
324円	108円	
2,160円	432円	2,376円
1,080円	216円	
324円	108円	
324円	—	108円
216円	—	108円
324円	—	108円
1,080円	—	216円
2,592円	—	540円
1,728円	—	324円
324円	—	—
864円	—	216円
540円	—	216円
2,484円	—	216円
626円	432円	—
6,480円	432円	—
1,620円	1,944円	—
324円	—	—

」

を

「

3,300円	660円	7,040円
1,650円	330円	
1,100円	220円	
330円	110円	
2,200円	440円	2,420円
1,100円	220円	
330円	110円	
330円	—	110円
220円	—	110円
330円	—	110円
1,100円	—	220円
2,640円	—	550円
1,760円	—	330円
330円	—	—
880円	—	220円
550円	—	220円
2,530円	—	220円
638円	440円	—
6,600円	440円	—
1,650円	1,980円	—
330円	—	—

」

に、

「

324円	162円
108円	108円
432円	216円

」

を

「

330円	165円
110円	110円
440円	220円

」

に改める。

別表第3中

「

432円	108円
324円	81円
216円	54円
108円	27円
216円	54円

」

を

「

440円	110円
330円	82円
220円	55円
110円	27円
220円	55円

」

に改め、同表備考第5項(1)中「1,234円」を「1,257円」に改め、同項(2)中「1,234円」を「1,257円」に、「617円」を「628円」に改める。

別表第4中

「

1,620円	3,240円
--------	--------

」

を

「

1,650円	3,300円
--------	--------

」

に改める。

別表第5中

「

108円
626円
108円
1,620円

」

を

「

110円
638円
110円
1,650円

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の春日市スポーツセンター条例(以下「改正後の条例」という。)別表第2から別表第5までの規定は、施行日以後のスポーツセンターの施設の使用に係る使用料及び利用料金について適用し、施行日前のスポーツセンターの施設の使用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。
- 3 施行日以後のスポーツセンターの施設の使用に係る使用料又は利用料金は、施行日前においても、改正後の条例の規定の例により徴収し、又は収受することができる。